

行田市防災行政無線操作卓更新工事公募型プロポーザル競争実施要領

1、目的

本要領は、行田市防災行政無線操作卓更新工事の実施にあたり、当該工事の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を、厳正かつ公正に選定するため、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

2、工事概要

(1) 工事名

防災行政無線操作卓更新工事

(2) 工事目的

老朽化した防災行政無線操作卓及び遠隔制御装置の更新を行うとともに、複数メディア連携サーバを導入することで防災情報並びにJアラート情報を迅速に発信し、以て市民の生命、財産を守ることを目的とする。

(3) 工事場所

- ① 行田市役所（操作卓）
- ② 熊谷市・行田市消防指令センター（遠隔制御装置）

(4) 工事期間

本工事契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 工事内容

別紙「防災行政無線操作卓更新工事仕様書」に基づく、防災行政無線操作卓及び遠隔制御装置の更新工事及び当該工事に伴う関係省庁への届け出一式

3、予算額

70,000,000円（消費税相当額含む）/上限額
上限額には本工事に係る一切の費用を含むものとする。

4、実施方式及び審査方法

(1) 実施方式

公募型プロポーザル方式

(2) 審査方法

書類選考及びプレゼンテーション

5、参加資格

プロポーザル競争に参加しようとする者は、公告から契約候補者選定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 行田市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則(平成9年規則第1号)及び行田市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則(平成20年規則第36号)に基づく資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 令和5・6年度行田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の「業種：電気通信工事業」に登録され、総合数値が「850点」以上である者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 行田市契約規則(昭和51年規則第22号)第12条の規定に該当しない者であること。
- (5) 行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成5年告示第54号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱(平成22年告示第243号)に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (8) 次の①～⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は、第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められたとき。
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は、便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

- ⑥ 契約の相手方が1. から5. までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 公告日から選定結果発表までの間において、国及び地方公共団体から指名停止または入札参加資格の取り消し等を受けていないこと。
- (10) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理技術者（電気通信工事）の資格を有する者を本件工事専任で配置できること。また、当該監理技術者は無線局の監理実績があり、本件参加申込日時点において、3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- (11) 過去10年以内において関東総合通信局管内において無線設備を含む同報系デジタル防災行政無線の元請完工実績を有していること。
- (12) 埼玉県内にサービス拠点を有する事業者であること。
- (13) 導入に係る公平性を保つため、導入機器の製造を行う1メーカーに対して1販売事業者の参加であること。

6、プロポーザル日程

- (1) 応募開始（公告）
令和5年7月22日（土）
- (2) 質疑書提出期限
令和5年7月31日（月）
- (3) 質疑の回答
令和5年8月10日（木）
- (4) 参加申込書提出期限
令和5年8月21日（月）
- (5) 技術提案書提出期限
令和5年8月31日（木）
- (6) プレゼンテーション
令和5年9月中旬
- (7) 審査結果通知
令和5年9月中旬
- (8) 契約締結
令和5年9月下旬

7、プロポーザル応募方法

(1) 提出書類

- ① 本プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次に掲げる書類を提出すること。
- ② 参加申込書（様式 2-1）
- ③ 参加資格等確認申請書（様式 2-2）
- ④ 会社概要（様式 3）
- ⑤ 工事实績調書（様式 4）
- ⑥ 監理技術者実績調書（様式 5）

(2) 留意事項

- ・ 工事实績調書（様式 4）には過去 10 年以内に地方公共団体発注の同報系防災行政無線整備工事を記載すること。その際、工事が完了していない契約は対象としないこと。また、工事实績は最大 5 件までとし、埼玉県内の施工実績を優先して記載すること。
- ・ 工事实績調書（様式 4）及び監理技術者実績調書（様式 5）については、CORINS の写しを添付すること。
- ・ 監理技術者実績調書（様式 5）については、監理技術者証の写し、雇用証明の写しを添付すること。

(3) 提出期限 令和 5 年 8 月 21 日（月）午後 5 時まで

（土日祝日を除く開庁日の午前 8 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 5 時）

(4) 提出方法 持参または郵送の方法による

(5) 受付場所 行田市 市民生活部 危機管理課

(6) 参加資格の可否、喪失

参加申請書を提出した者について、参加資格を満たしていると認められた者に対し、参加資格確認通知書兼技術提案書提出依頼書を FAX により送付する。ただし、次のいずれかに該当したときは参加資格を喪失する。

- ・ 提出した書類等に虚偽の記載又は不正な行為をしたとき。
- ・ 工事契約締結までの期間に「4 参加資格」に該当しなくなったとき。

(7) 提出書類等に係る質問及び回答

質問がある場合は「質問書」（様式 1）に内容を記入のうえ、次のとおり提出すること。

① 提出期限 令和 5 年 7 月 31 日（月）午後 3 時まで

② 提出方法 質問書を担当課へ電子メールに添付して送付すること。

電子メールタイトルは「【貴社名】質問書」とすること。

質問書を送付した場合は、受信確認の連絡をすること。

来庁、電話による口頭質問及び期限後の質問は受け付けない。

- ③ 回答方法 令和5年8月10日(木)までに参加資格を満たした者に電子メールにて回答を送付する。

なお、当該プロポーザルに関連しない又は意見等への回答は行わない。

8、提案書の作成方法

資料をA4版(横)にて作成し、A4版ファイルに次の順に綴じ込み提出すること。

(図面等はA3版を可とするがA4版に折り込むこと)

また、ファイルは「防災行政無線操作卓更新工事技術提案書」並びに提案者名(貴社名)を記載すること。(A4版10項以内/表紙含まず)

- ① 表紙
- ② 技術提案

9、技術提案内容

操作卓の機能、伝達手段の拡充(複数メディア連携等)、独自提案(本市にとって有効と認められる提案については評価対象とする)、整備計画及び施工体制、保守内容及び保守費、工事費見積書(税込)

※工事費見積書には押印すること

ただし、技術提案書には貴社名及び会社ロゴマーク等、提出者の判別がつけられる内容は盛り込まないこと。

10、技術提案書の提出期限

- (1) 技術提案書提出期限 令和5年8月31日(木)午後5時まで受付は土日祝日を除く開庁日の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとする。(期限内に提出のなかった場合は辞退とみなす)
- (2) 提出方法 郵送及び持参による
- (3) 提出部数 6部(表紙及び見積書に社印押印されたもの)
- (4) 受付場所 行田市市民生活部危機管理課

11、プレゼンテーション

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、第1優先交渉権者及び次点者を選定する。なお、プレゼンテーション実施日は、技術提案書の提出者にのみ連絡する。

- ・ 1者あたり50分(説明30分、質疑応答15分、準備片付け5分)
- ・ 1者あたりの参加者は5名以内
- ・ 提出した技術提案書以外の資料の持ち込み、配布は認めない。(パソコンの持参、持ち込みは可)
- ・ パソコン、接続ケーブル等は提案者が用意し、プロジェクター・スクリーンについ

ては発注者が用意。(HDMI 端子対応)

- ・ 審査結果は提案者に書面で通知する。
- ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- ・ 当該プロポーザルに要する費用は提案者の負担とする。
- ・ 第1優先交渉権者と協議し、提案内容において予算の範囲内にて契約の締結を行う。
- ・ プレゼンテーション実施後、2者ともに提案内容が当市の求める基準に満たない場合などは、再度書類審査を実施する。その際のスケジュールは改めて本プロポーザル選考委員会にて決定し、通知する。
- ・ 採点基準等は別添のとおりとする。
- ・ プロポーザル内容には貴社名及び会社ロゴマーク等、提出者の判別がつけられる内容は盛り込まないこと。

13、その他

- ・ 提出された資料は、審査以外の目的に使用しない。なお、提出された資料等は返却しない。
- ・ 本プロポーザル競争では、提案事業者が1者であった場合であっても、本市選考委員会により定める評価基準点を上回る提案であった場合は、第1優先交渉権者としてその後の審査を行うものとする。
- ・ 審査等に対し、異議申し立ては出来ないものとする。ただし、選考に基づき、不採用の通知を受けたものは、市長が通知した日の翌日から起算して7日(土日祝日を含む。)以内に、書面により市長に対して不採用になった理由についての説明を求めることができます。この場合、市長は説明を求められた日の翌日から起算して14日以内(土日祝日を含む。)に、書面により回答するものとする。

14、担当課

〒361-8601

埼玉県行田市本丸2-5

行田市 市民生活部 危機管理課 危機管理担当

TEL：048-556-1111

FAX：048-556-2117

電子メール：kikikanri@city.gyoda.lg.jp

別紙

評価採点基準及び配点表

項目	小項目	内容	配点
導入実績		導入実績を記載する	10点
機器及びシステム	基礎評価	発注仕様書記載の機能を記載する	10点
	操作性	機器の操作性について記載する	35点
	機能	情報発信における他メディアとの連携について記載する	20点
	運用	運用方法について記載する	30点
システム拡張性	独自提案	将来の拡張提案があれば記載する	5点
移行スケジュール	スケジュール	施工スケジュールを記載する	5点
	切り替え手順	既存の機器から移行するにあたりシステムの切り替えの計画を記載する	5点
保守	内容	保守サービス内容を記載する	20点
	費用	保守費用を具体的に記載する	20点
	体制	保守体制を具体的に記載する	20点
経費	費用	予定価格の範囲内で提案内容が妥当な金額	20点
合計			200点